

質問と回答

件名 : 山王下集中管理室管内水道施設点検作業委託

No.	質問事項	回答
1	仕様書本文2.4 作業計画書等の作成（5ページ）別表「提出書類一覧」の提出期限について 契約後業務開始までに提出する書類の提出期限については、「提出書類一覧」に記載の通りと理解しますが、勤務表と細菌検査報告書については、履行開始日までの提出という考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	仕様書2.5 作業拠点及び出動拠点（6ページ） （1）施設の使用 駐車スペースについて、山王下：4台分、深大寺：3台分の指定スペースを使用できるとの理解でよろしいでしょうか。	委託者が無償で貸与する所内の駐車スペースは、山王下集中管理室が3台分まで、深大寺給水所が4台分までです。各所ともこれ以上の駐車スペースが必要な場合は、受託者の責任において所外近隣に確保して頂くこととなります。
3	仕様書2.5 作業拠点及び出動拠点（6ページ） （2）出動拠点 「受託者は、～、（3）に示す出動拠点に対応要員を1班（2名）を配置する。」とありますが、山王下集中管理室拠点の作業員も対応要員となると考えますがこのような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	仕様書2.8 作業報告及び履行確認（6ページ） 「ア～作業日誌、各種点検記録簿、日報、月報、年報等を委託者に提出」とありますが、報告内容及びフォーマットをお示しいただけると理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
5	仕様書2.11 人身事故の防止（8ページ） 「（4）公道上でマンホール、弁室等の作業を実施する場合、官公庁の許可条件を遵守する。」とありますが、道路使用許可の申請及び受取は委託者が行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	仕様書2.14 資機材等の使用（9ページ） 委託者より提供を受ける「点検用タブレット」ですが、点検施設の設備変更等発生した場合のデータ修正は委託者にて行うとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	機器の故障等で一次対応を行った際、現場操作を伴う対応が長時間継続することが見込まれる場合は、委託者に現場操作を交替いただき、仕様書 第4章 点検作業等を実施できると理解してよいでしょうか。 （点検周期が定められた点検等有るため）	通常はご理解のとおりと想定しています。しかし、事故の規模によっては点検作業を省略して現場操作を継続して頂く事も想定しています。
8	入札要件説明書 13 資料の閲覧 閲覧資料を撮影・複写することは可能でしょうか。また、閲覧資料について別途電子メールで受領することは可能でしょうか。	資料の閲覧は、指定日時に指定場所にお越し頂き、秘密保持と撮影及び複写の禁止に係る誓約書に署名を頂いたうえで、現地のみでの閲覧となります。

※質問No.1は、案件「元本郷集中管理室管内水道施設点検作業委託」に関し提出された質問ですが、本件と内容が共通しているため記載しています。